

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西目屋村	村市地区(生田、稲葉、村元、平沢) 藤川地区(瀬ノ上) 居森平地区(寒沢、萩原) 川原平地区 (大川添、大沢、福岡、宮本、川原沢) 砂子瀬地区 (芦沢、鬼川辺、砂子瀬、水上、宮本、山神平、漆原、尾太、釜淵、切渡、村元)	令和2年2月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	78.28ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.21ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	4.54ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.96ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.66ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.30ha
(備考) 本地区は村の南部に位置し、山間に囲まれた地域となっている。農地は傾斜地が多く、ほ場整備が進んでいないため、小区画、不整形な農地で農業経営が行われている。また、担い手農家が少ないため、耕作放棄地の増加が懸念される。 川原平、砂子瀬地区については集落が存在せず、農地も存在しない。	

2 対象地区の課題 (実際に座談会であがった意見を記入)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手農家となる中心経営体数が少なく、約60%は60代の農家であり、高齢化が進んでいるため中心経営体になりうる若年農家の掘り起こし、後継者の育成が必要。</li> <li>・農地に向かうための農道や作業道、排水溝等の整備が不十分なうえ、ほ場も傾斜地及び小規模で不整形な農地が多いため作業効率が悪い。</li> <li>・農地の周辺は山林に囲まれているため鳥獣被害が絶えず、農家の生産意欲の低下に歯止めがかからない。</li> <li>・村市地区では過去5年間で樹園地の廃園面積が約2haとなり、中山間事業等を活用して伐根作業等の対応を行っているが十分とはいえず、今後ますます廃園が予想されるため、村内営農組織の統合に伴って、農事組合法人にしめやとして樹園地の対応についても施策を検討し体制整備をしていく必要がある。</li> </ul>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針 (農地の地目ごとに方針を設定した)

水田においては村市地区集落営農組合への農作業受委託を中心に農業経営を行っているが、村内営農組織の法人統合化が決定しているため、今後は統合後の『農事組合法人にしめや』へ中間管理事業等を活用した利用権設定へ切り替え、農地の集積・集約を図る。
畑地の利用に関しては、統合後の『農事組合法人にしめや』での高収益作物の作付面積拡大や、野菜を作付けしている中心経営体の中で作付面積拡大意向のある農家に対して貸付を促す。
樹園地に関しては、園地の所在や品種、樹齢などによって、貸借につなげることが難しいため、中心経営体となる果樹経営農家に対し、引き受け意向の確認等を行うほか、中間管理事業を通じて新たな担い手の確保につなげる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	-	水稻	5.56 ha			地区外にほ場あり
		大豆	8.1 ha			
		野菜	0.2 ha			
認農	-	野菜	0.45 ha	野菜	0.10 ha	地区内
		山菜	0.4 ha	山菜	0.20 ha	
認農	-	果樹	0.8 ha			地区内
認農	-	果樹	0.7 ha			地区内
認農	-	果樹	2.7 ha			地区外にほ場あり
			ha			
			ha			
			ha			
計	5人		18.91 ha		0.30 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者と集落営農組織を中心となる経営体と位置づけることにより、地域で抱える様々な問題点を共有する。</li> <li>・村内法人組織と集落営農組合との統合が決定している為、作業分担による効率向上及び、国の事業を活用した農業機械の導入や新たな担い手の確保・育成に向けた取り組みのほか、農家との合意形成を図りながら農地の基盤整備の推進を図る。</li> <li>・稲作については、農薬節減米への取組みを継続し、消費者の求める安全安心な米づくりを進める。</li> <li>・りんごをはじめとする果樹栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。</li> </ul> <p>また、樹園地においては廃園する農家が増えているため、農事組合法人にしめやとして樹園地についての受け入れ態勢の整備なども関係農家、関係団体との協議のもと、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策については農地が隣接した農家同士で連携し、村や関係機関と連携を取りながら被害防止に努める。</li> </ul>
--

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(a)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	村市字稲葉4-1	33 a		
2	居森平字萩原28	14 a		
3	居森平字萩原32-1	4 a		
4	居森平字萩原50-1	1 a		
5	居森平字萩原52-1	43 a		
6	居森平字萩原57-1	2 a		
	計	97 a		